

北播磨広域定住自立圏形成

協 定 書

平成 27 年 10 月 5 日

加西市・加東市、多可町

北播磨広域定住自立圏形成協定書

加西市及び加東市（以下これらを「甲」という。）と多可町（以下「乙」という。）は、定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日総行応第39号総務事務次官通知。以下「推進要綱」という。）に基づく定住自立圏の形成に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、推進要綱第4の規定による中心市宣言（以下「中心市宣言」という。）を行った甲と、甲が行った中心市宣言に賛同した乙との間において、相互に役割を分担し、連携しながら、定住に必要な生活機能を確保し、及び充実させるとともに、圏域の住民がより快適に暮らすことのできる定住自立圏を形成することを目的とする。

（基本方針）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的の達成のため、次条に規定する政策分野の取組において、相互に役割を分担して連携を図り、共同し、又は補完し合うこととする。

（連携する政策分野及びその取組内容並びに甲及び乙の役割分担）

第3条 連携する政策分野は、次に掲げるものとし、その取組内容並びに当該取組における甲及び乙の役割は、それぞれ別表第1から別表第3までに掲げるとおりとする。

- (1) 生活機能の強化に係る政策分野
 - (2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野
 - (3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野
- （事務執行に当たっての連携、協力及び費用負担）

第4条 甲及び乙は、前条に規定する取組を推進するため、相互に役割を分担し、連携又は協力をして事務の執行に当たるものとする。

- 2 甲及び乙は、前条に規定する取組を推進するため、必要な費用が生じるときは、相互の受益の程度を勘案し、当該費用を負担するものとする。
- 3 第1項の規定により必要となる手続及び人員の確保に係る負担並びに前項に規定する費用の負担については、その都度甲及び乙が協議の上、別に定めるものとする。

（協定の変更）

第5条 甲及び乙は、この協定を変更しようとするときは、協議の上これを定めるものとする。この場合において、甲及び乙は、あらかじめ、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定に基づく議会の議決を経なければならない。

（協定の廃止）

第6条 甲又は乙は、この協定を廃止しようとするときは、あらかじめ、地方自治法第96条第2項の規定に基づく議会の議決を経た上で、その旨を他方に通告するものとする。

- 2 前項の規定による通告は、書面によって行うものとし、これに議会の議決書の写しを添付するものとする。
- 3 この協定は、第1項の規定による通告があった日から起算して2年を経過した日にその効力を失う。

（疑義の解決）

第7条 この協定に疑義が生じたときは、甲及び乙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自
その1通を保有する。

平成27年10月5日

甲 加西市北条町横尾1000番地

加西市

加西市長

西村和平



加東市社50番地

加東市

加東市長

安田正義



乙 多可郡多可町中村町123番地

多可町

多可町長

戸田善規



別表第1（第3条関係）

生活機能の強化に係る政策分野

1 医療

(1) 医療体制の確保

取組内容	<ul style="list-style-type: none">・圏域内医療体制として、公立病院間の医師の相互応援及び病院と診療所等との病診連携、また、地域医療連携の充実により、医療機能の強化及び医師の育成を図る。・看護師の育成・確保のため、播磨内陸医務事業組合の機能を充実する。
甲の役割	<ul style="list-style-type: none">・乙と連携し、医師の相互応援など地域医療連携及び医療機能の強化に係る取組を行う。・乙と協議した負担割合に従い、播磨内陸医務事業組合の運営に必要な経費を負担し、看護師の育成及び安定確保を推進する。
乙の役割	<ul style="list-style-type: none">・甲と連携し、医師の相互応援など地域医療連携及び医療機能の強化に係る取組を行う。・甲と協議した負担割合に従い、播磨内陸医務事業組合の運営に必要な経費を負担し、看護師の育成及び安定確保を推進する。

(2) 医療連携の強化

取組内容	<ul style="list-style-type: none">・圏域内の地域医療サービスの向上のため、関係公立（公的）病院における地域医療連携室の職員のスキルアップ及び連携機能の強化を図る。・医師の障害児相談センター等への応援及び訪問看護の広域化等、障がい児者及び高齢者等に対する医療と保健福祉の広域連携を強化し、広域的な支援体制の充実を図る。
甲の役割	<ul style="list-style-type: none">・乙と連携し、医療圏域内における役割分担の下、医療連携を強化し、病院間の相互支援を行うことにより医療体制の充実を図る。・乙と連携し、障害児相談センター等への医師応援等により医療と保健福祉の連携強化を推進する。
乙の役割	<ul style="list-style-type: none">・甲と連携し、医療圏域内における役割分担の下、医療連携を強化し、病院間の相互支援を行うことにより医療体制の充実を図る。・甲と連携し、障害児相談センター等への医師応援等により医療と保健福祉の連携強化を推進する。

2 福祉

(1) 子育て支援の充実

取組内容	児童虐待防止のための施策の実施などにより、子育て世代に対する支援体制の充実及び強化を図る。
甲の役割	児童虐待防止のための施策の実施など子育て支援の充実に係る必要な取組を行う。
乙の役割	甲が実施する児童虐待防止のための施策を推進する。

3 教育

(1) 文化・スポーツの振興

取組内容	文化及びスポーツの振興を図るため、各種公共施設の相互利用等の広域的な利活用を推進する。
甲の役割	乙と連携し、各種公共施設の相互利用等に係る新たなサービスの仕組みの検討及び構築を行う。
乙の役割	甲と連携し、各種公共施設の相互利用等に係る新たなサービスの仕組みの検討及び構築を行う。

(2) 質の高い教育環境の整備

取組内容	圏域内の教員の資質向上及び保護者の子育て支援のため、兵庫教育大学との連携事業の強化を図る。
甲の役割	乙と連携し、兵庫教育大学との連携講座事業等の実施に係る必要な取組を行う。
乙の役割	甲と連携し、兵庫教育大学との連携講座事業等の実施に係る必要な取組を行う。

4 土地利用

(1) 都市機能の連携強化

取組内容	地域特性を生かした都市機能の集約を推進し、圏域全体の連携を強化する。
甲の役割	乙と連携し、圏域における新たな土地利用に係る調査・研究を行うなど、必要な取組を推進する。
乙の役割	甲と連携し、圏域における新たな土地利用に係る調査・研究を行うなど、必要な取組を推進する。

5 産業振興

(1) 鳥獣被害防止対策の推進

取組内容	防護柵の設置等、有害鳥獣対策における連携による機能強化を図る。
甲の役割	乙と連携し、鳥獣被害防止対策に必要な取組を行う。
乙の役割	甲と連携し、鳥獣被害防止対策に必要な取組を行う。

(2) 地域資源のブランド化

取組内容	圏域内における地域資源のブランド化に資する取組を推進する。
甲の役割	公益財団法人北播磨地場産業開発機構の運営に関する支援を行う。
乙の役割	公益財団法人北播磨地場産業開発機構の運営に関する支援を行う。

(3) 創業支援の推進

取組内容	圏域における経済の活性化及び雇用の促進を図るため、創業支援事業者との連携により、圏域内の創業希望者に対し実施する、窓口相談、創業セミナー等の創業支援事業の相互連携を推進する。
甲の役割	乙及び創業支援事業者と連携して、総合的な創業支援体制整備に必要な取組を行う。
乙の役割	甲及び創業支援事業者と連携して、総合的な創業支援体制整備に必要な取組を行う。

6 生活

(1) 広域防災体制の整備強化

取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における広域的な応援体制等の連携整備により、防災機能を強化する。 ・北はりま消防組合の体制強化により、消防・救急業務の更なる充実を図る。
甲の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・乙と連携し、防災機能強化に向けた協議及び検討を行い、新たな支援体制の構築に必要な取組を推進する。 ・乙と協議した負担割合に従い、北はりま消防組合の運営に必要な経費を負担するとともに、消防・救急業務の更なる充実を図るために必要な取組を行う。

乙の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・甲と連携し、防災機能強化のため、新たな支援体制の構築に必要な取組を推進する。 ・甲と協議した負担割合に従い、北はりま消防組合の運営に必要な経費を負担するとともに、消防・救急業務の更なる充実を図るために必要な取組を行う。
------	---

(2) 水道事業の広域連携

取組内容	水道事業の将来的な導入課題として、広域化の手法及び可能性を調査・研究し、水道事業の財政・技術基盤の強化を図る。
甲の役割	乙と連携し、水道事業の財政・技術基盤の強化に係る必要な取組を調査・研究する。
乙の役割	甲と連携し、水道事業の財政・技術基盤の強化に係る必要な取組を調査・研究する。

(3) 環境・エネルギー対策の推進

取組内容	環境・エネルギー対策として、CO ₂ の削減及び循環型社会の構築に向けた事業を推進する。
甲の役割	環境・エネルギー対策に係る事業に必要な取組を行う。
乙の役割	甲が行う環境・エネルギー対策に係る取組に協力する。

(4) 住民相談窓口の相互利用等

取組内容	圏域住民の安全・安心な暮らしを守るとともに、利便性の向上を図るため、住民相談窓口等の相互連携を推進する。
甲の役割	相談機能の強化を図るとともに、相談窓口等の相互連携の体制を整える。
乙の役割	甲が行う相談機能の強化及び相談窓口等の相互連携体制の整備に必要な取組を推進する。

7 その他

(1) 税務情報整備の広域化

取組内容	固定資産評価に係る航空写真的撮影等、固定資産等の税務情報整備の広域化及び効率化を推進する。
甲の役割	乙と連携し、課税用航空写真的撮影等に必要な取組を推進する。
乙の役割	甲と連携し、課税用航空写真的撮影等に必要な取組を推進する。

別表第2（第3条関係）

結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

1 地域公共交通

(1) 地域公共交通の広域連携

取組内容	圏域内の路線の再編について調査・研究するとともに、公共交通に関する情報を総合的に提供することにより、日常の生活圏の拡大及び利便性の向上を図る。
甲の役割	交通事業者、相互の地域関係住民等の意見を調整し、広域連携に必要な取組を行う。
乙の役割	甲が行う取組に必要な協力を行う。

2 I C T インフラの整備

(1) 自治体情報システムの効率化

取組内容	・地域コミュニティサイト等、I C T を活用したシステムの構築及び運用により、圏域内の情報の相互利用を強化する。 ・情報システムの共同化等により効率化及び住民サービスの向上を図る。
甲の役割	・乙と連携し、情報等を集約し、I C T を活用した新たなサービスの構築に係る必要な取組を行う。 ・乙と連携し、情報システムの共同化等に係る必要な取組を行う。
乙の役割	・甲と連携し、情報等を集約し、I C T を活用した新たなサービスの構築に係る必要な取組を行う。 ・甲と連携し、情報システムの共同化等に係る必要な取組を行う。

3 交通インフラの整備

(1) 広域幹線道路の整備促進

取組内容	圏域における広域幹線道路の整備を促進する。
甲の役割	乙と連携し、整備促進に必要な取組を行う。
乙の役割	甲と連携し、整備促進に必要な取組を行う。

4 地域内外の住民との交流・移住促進

(1) 観光資源の開発

取組内容	圏域内の観光資源を活用した取組により、広域的な交流を促進する。
甲の役割	乙と連携し、観光情報の提供、誘客活動等に取り組む。
乙の役割	甲と連携し、観光情報の提供、誘客活動等に取り組む。

別表第3（第3条関係）

圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

1 中心市等における人材の育成及び外部からの人材の確保

(1) 人材の育成及び確保

取組内容	<ul style="list-style-type: none">・圏域内における職員の能力及び資質向上を図るため、合同研修を実施するとともに、職員の交流、職種や業務単位での意見交換会を行う。・行政委員会等の機関の共同設置に向けた取組を推進する。
甲の役割	<ul style="list-style-type: none">・圏域で実施することが効果的な職員向け研修を実施するとともに、意見交換会など人事交流の推進に資する取組を行う。・乙と連携し、行政委員会等の共同設置に必要な取組を推進する。
乙の役割	<ul style="list-style-type: none">・甲が実施する圏域職員向け研修及び意見交換会などの運営に協力する。・甲と連携し、行政委員会等の共同設置に必要な取組を推進する。